

社会福祉法人智光会役員等報酬及び費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人智光会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。なおこの報酬については、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ、評議員会に諮り見直すことがあるものとする。

（報酬等の算定及び支給方法）

第3条 役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

2 理事長以外の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給することとし、理事長については毎月28日とする。

3 前項に規定する理事長への支払い日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日においてその日に最も近い日曜日、土曜日でない日を支払日とする。

4 第1項の規定にかかわらず、災害その他の事由により報酬の支払いが著しく困難なときは、支給日を一時的に変更することができる。

5 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

6 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用弁償）

第4条 役員等が法人の職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、当法人の職員旅費規程を準用する。身分としては、施設長と同額とする。

（報酬の支給制限）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

（公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年度第1回評議員会から施行する。
- 2 この規程の施行により、社会福祉法人智光会旅費規程（平成8年6月1日制定）は、廃止する。

附則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（役員等の報酬）

（1）理事

役 職	業 務	報酬の額
理事長		月額 150,000円
理事長以外の 理事	理事会への出席	日額 12,640円
	上記の他、法人及び施設業務 のための出勤	日額 12,640円

※理事長以外の理事については、1人当たりの各年度の総額が80,000円を、超えない範囲内で支給する。

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	12,640円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,640円

※監事1人当たりの各年度の総額が80,000円を、超えない範囲内で支給する。

（3）評議員

	日 額
評議員会への出席	12,640円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,640円

（4）評議員選任・解任委員

	日 額
評議員・解任委員会への出席	12,640円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,640円